新型コロナウィルス感染症対策ガイドライン(改訂版)

令和2年4月 東彼杵町教育委員会 令和2年8月 改訂

1. 対象施設・・・町立小・中学校及び町学校給食センター

2. 感染症対策

- (1) 基本的な感染症対策(手洗いや咳エチケットなど)を徹底する
- (2) 保護者と以下の事項について連携を図る
 - ①十分な休養、睡眠時間の確保など規則正しい生活
 - ②体調管理の徹底
 - ③登校前の検温
 - ④外出時の注意喚起
- (3) 教室等は適宜換気し、温度や湿度の管理を徹底する
- (4) 学校行事などで多くの児童生徒が閉鎖的空間にあつまる場合は、適宜換気を 行い、会場にアルコール消毒液を設置することと併せて、内容を縮小するな ど時間短縮を図る。
- (5) 児童生徒の健康観察を徹底する
- 3. 学校臨時休業等の判断基準及び対応方針<u>(ただし、保健所の判断、指導があっ</u>た場合はこの限りではない。)

(1) 町立小・中学校

対象	感染の状況	対応方針
児童生徒	感染	<u>当該学年閉鎖又は当該学校又は</u> 全小・中学校を臨
		時 <u>休業</u> とする
	濃厚接触	当該児童生徒は <u>原則として</u> 14日間の出席停止
	感染の疑い	当該児童生徒は感染していないことが確認される
		まで出席停止
教職員(事務 補佐員含む)	感染	<u>当該学年閉鎖又は当該学校又は</u> 全小・中学校を臨
		時 <u>休業</u> とし、当該学校の教職員(事務補佐員含
		む)は全員自宅待機
	濃厚接触	当該教職員(事務補佐員含む)は <u>原則として</u> 14
		日間の自宅待機
	感染の疑い	当該教職員(事務補佐員含む)は感染していない
		ことが確認されるまで自宅休養
保護者等	感染	当該世帯の児童生徒は <u>原則として</u> 14日間の出席
		停止
	感染の疑い	当該児童生徒は感染していないことが確認される
		まで出席停止

(2) 町学校給食センター

対象	感染の状況	対応方針
職員	感染	原則15日間閉鎖し、施設、設備及び器具等の消
	濃厚接触	毒を徹底して行う
	感染の疑い	運営は継続する。但し当該職員は感染していない
		ことが確認されるまで自宅休養
調理員、栄養士及び配送員	感染	原則15日間閉鎖し、施設、設備及び器具等の消
	濃厚接触	毒を徹底して行う
	感染の疑い	運営は継続する。但し当該職員は感染していない
		ことが確認されるまで自宅休養

4. その他

本ガイドラインを町新型インフルエンザ等対策本部と共有し、感染者情報の早期取得に努める